

## 平成 29 年 11 月行方市教育委員会定例会

○開催日時 平成 29 年 11 月 24 日（金） 午前 8 時 57 分～午前 10 時 22 分

○開催場所 行方市役所 北浦庁舎 2 階 第 2 会議室

○出席委員

教育長	正木 邦夫
教育長職務代理者	邊田 益男
委員	菅谷 千明
委員	石崎 光春
委員	宮内 淑人
委員	滝 恵美子

○事務局出席者

教育部長	濱野 治
学校教育課長	平山 寛児
生涯学習課長	木下 健
生涯学習課スポーツ推進室長	奥村 君雄
学校教育課課長補佐	谷川 達郎

【日程第 1】 議事録署名委員の指名

【日程第 2】

公 開 報告第 4 号 専決処分の報告について

平成 29 年度一般会計教育費補正予算（第 4 号）（市議会提出案件）に同意したことについて

【日程第 3】

公 開 議案第 23 号 行方市就学援助費支給事務取扱要綱の一部改正について

非公開 議案第 24 号 平成 29 年度一般会計教育費補正予算（第 5 号）（市議会提出案件）に同意することについて

【日程第 4】 教育委員会事務委任規則第 2 条各号以外の報告

非公開 報告番号 1 区域外児童生徒の認定について (学校教育課)

非公開 報告番号 2 不登校児童生徒数について (学校教育課)

公 開 報告番号 3 教育委員会重点事業年間管理表について (学校教育課)

(生涯学習課)

(スポーツ推進室)

公 開 報告番号 4 その他

【日程第 5】 その他

(1) 次回教育委員会定例会の開催について

○議 事 録

開 会

教育長から開会の宣言がありました。

《公 開》

【日程第 1】 議事録署名委員の指名

(教育長) 行方市教育委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、議事録署名委員に菅谷委員を指名します。

《公 開》

【日程第 2】

報告第 4 号 専決処分の報告について

平成 29 年度一般会計教育費補正予算 (第 4 号) (市議会提出案件) に同意したことについて

(学校教育課長) 資料に基づき、報告説明。

【日程第 3】

《公 開》

議案第 23 号 行方市就学援助費支給事務取扱要綱の一部改正について

(事務局) 議案朗読

(学校教育課長) 資料に基づき説明

《主な質疑・意見等》

発 言 者

発 言 内 容

邊田委員

今の説明の中で、例として挙げていたのは、収入は何千万も得ているが、支出も何千万もあり、儲け部分が少ししかないということかと思う。行方市でこのようなことがあったから、改正することになったのだろうと思うが、実際にそのようなことは多くあるのか。個人事業者というと会社経営者や農業などになるかと思うが、あまりイメージが湧かない。なぜ 3000 万円という例になったのか疑問に思った。

平山課長

実際の例で、個人事業者の方から申請が上がったものが過去にあった。本来であれば、経費を引いて残りの所得で計算するのが本当ではあるが、それがきちんと計算されていなかった。民生委員からもその件に関して話があった。売り上げはいいのだが、実際の収入は少ないという話があった。今回きちんと明文化して、1.4 倍に収まるのであれば、出していこうという考えである。行方市では、1 件のみであったが、他市ではそのような例が増えてきていると聞く。

邊田委員

個人事業者の場合、年によって変わるので、そのような事例も出てくる

かもしれない。

平山課長 個人事業者の場合、所得が前年と比較して違うことが多々ある。それも踏まえたうえでの改正である。

邊田委員 きちんと計算式を合わせてやればよいと思う。

正木教育長 年間総収入額と捉えて言えば、数千万は大きな金額であると捉えられてしまうが、ここでいう金額は所得になる。

邊田委員 明確な表現はなかなか難しいと思う。運用規則であれば可能であると思う。この他に、運用基準のようなものはあるのか。

平山課長 これを基に運用をしている。

正木教育長 他市も同じような状況か。

平山課長 同じである。しかし、行方市は 1.4 倍としているが、そこは市町村によって違う。

邊田委員 税金の計算と同様かと思う。職業によって色々あると思う。

濱野部長 収入と所得の表現であるが、サラリーマンの場合は、年間の給与に対して控除され、控除後の金額が所得となる。今までのものは、サラリーマンを基準したものであった。今回の改正によって、サラリーマンについては今までと同様であるが、個人事業者については、必要経費を差し引いた残りが所得となるため、サラリーマンの所得と個人事業者の所得という対比での捉え方となる。個人事業者に所得という表現がないため、単純な対比は難しいのだが、現実的には、改正案で見ると経費を引いた残りは所得であり、サラリーマンでいうところの収入との対比になる。所得と収入の捉え方で難しいところがあるが、表現としてはこれが最善であると思う。

菅谷委員 解釈が曖昧なところはわかりやすくするよう、判定例をきちんと明記すべきであると思う。わかりやすい文が一番良い。担当が変わることによって解釈の違いがあってはならない。わかりやすい文で作成することで、時間の浪費や無駄な議論もなくなると思う。誰が見てもわかるようなものであればよいと思う。

正木教育長 様々な貴重な意見を頂いた。この案が承認されれば、来年の 4 月から適用となる。

濱野部長 関連した法律もあるので、表現方法については、できる限り法律に即した形で表現ができるように、今後は検討したい。

正木教育長 運用例の解釈は混乱しないように整備して、実施に向けてきちんと説明できるようにしたい。今回の改正は、様々なものを参考に作成している。

※議案第 23 号については、原案どおり可決されました。

《非公開》

議案第 24 号 平成 29 年度一般会計教育費補正予算（第 5 号）（市議会提出案件）に同意することについて

（事務局）

議案朗読

(学校教育課長) 資料に基づき説明

※議案第 24 号については、原案どおり可決されました。

【日程第 4】 教育委員会事務委任規則第 2 条各号以外の報告

《非公開》

報告番号 1 区域外児童生徒の認定について

《非公開》

報告番号 2 不登校児童生徒数について

《公 開》

報告番号 3 教育委員会重点事業年間管理表について

(学校教育課長) 資料に基づき、報告説明。

(生涯学習課長) 資料に基づき、報告説明。

(スポーツ推進室長) 資料に基づき、報告説明。

《公 開》

報告番号 4 その他

【日程第 5】 その他

(事務局) 次回定例会の日程案について、事務局より報告。

閉 会

教育長から閉会宣言がなされました。